

## 令和3年度福島地方最低賃金審議会

### 第2回福島県自動車小売業最低賃金専門部会議事要旨

1 日時 令和3年10月8日(金)10:00~11:30

2 場所 福島合同庁舎3階共用会議室

3 出席者 公益委員 2名  
労働者側委員 3名  
使用者側委員 2名

#### 4 議題

(1) 金額審議について

#### 5 議事要旨

議題(1)について

- ・ 事務局から配付資料について説明を行い、その後、労使各委員から、自動車小売業における賃金実態や経済状況について意見交換が行われた。
- ・ 労働者側委員からは「どこの会社でも整備士不足が懸念されているところ。賃金と仕事が見合っていないため全国的に整備士の入社が減っており、途中で退職していく整備士が増えている状況。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「新車の景況感について、東北6県全体で前年比マイナス8.5%、福島県ではマイナス10.4%となっており、コロナの影響はかなり大きかった。最近はプラスになることがなく、前年比ずっとマイナスが続いているのが現状。今年については3月~5月までは前年比プラスで推移しているが、6月~8月とマイナスで、これは半導体の影響があって直近の9月はこれよりさらに低く出ている。少なくとも自動車の新車の小売りに関しては決して追い風ではないのが現状。そのような状況で賃上げというのはなかなか厳しい経営環境にある。」「新車ディーラーだけ見れば28円でも構わないと思うが、そのほかの8割くらいは中小企業であり、1人から10人以下で会社をやっているのが現状であり、ディーラーのように規模の大きい会社と本当に小さな会社が一律に上げるというのはいかなるものかと考えている。そのため、一律に上げるのであれば大幅アップはできないというのが基本の考え方であり、中小企業についても考えてほしい。」との主張があった。
- ・ 労働者側委員からは「地域別最低賃金(以下、「地賃」という。)のアップ

ブ率 3.5%を現行最低賃金額 868 円に乗じて 30.38 円、円未満を切り捨てて 30 円としたい。」との主張があった。

- ・ 使用者側委員からは「令和 3 年賃金改定状況調査結果第 4 表 卸売業、小売業の D ランクの賃金上昇率 0.6%を現行最低賃金 868 円に乘じ、5.208 円、円未満を切り上げ、6 円を提示したい。」との主張があった。
- ・ 労働者側委員からは「地賃の引き上げ額 28 円と同額としたい。人手不足を抑えるためにも特賃は地賃に対して優位性を持たなければならないと考えているが、経済状況を踏まえ地賃の引き上げ額と同額としたい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「現行最低賃金額 868 円に経団連の 2021 春闘・中小企業妥結結果（加重平均）商業のアップ率 1.55%を乘じ、13.454 円。円未満を切り上げ、14 円を提示したい。」との主張があった。
- ・ 労働者側及び使用者側の主張に隔たりがあるため、継続審議となった。